

平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

○平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無 線 局</th> <th style="text-align: center;">周 波 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</td> <td><u>1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下</u> 1,749.9MHz を超え 1,784.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下</td> </tr> <tr> <td>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</td> <td><u>1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下</u> 1,844.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	無 線 局	周 波 数	電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	<u>1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下</u> 1,749.9MHz を超え 1,784.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下	電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	<u>1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下</u> 1,844.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下	(略)	(略)	<p>次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無 線 局</th> <th style="text-align: center;">周 波 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）</td> <td><u>1,465MHz を超え 1,468MHz 以下</u> 1,749.9MHz を超え 1,784.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下</td> </tr> <tr> <td>電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの</td> <td><u>1,513MHz を超え 1,516MHz 以下</u> 1,844.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	無 線 局	周 波 数	電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	<u>1,465MHz を超え 1,468MHz 以下</u> 1,749.9MHz を超え 1,784.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下	電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	<u>1,513MHz を超え 1,516MHz 以下</u> 1,844.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下	(略)	(略)
無 線 局	周 波 数																
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	<u>1,427.9MHz を超え 1,462.9MHz 以下</u> 1,749.9MHz を超え 1,784.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下																
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	<u>1,475.9MHz を超え 1,510.9MHz 以下</u> 1,844.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下																
(略)	(略)																
無 線 局	周 波 数																
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	<u>1,465MHz を超え 1,468MHz 以下</u> 1,749.9MHz を超え 1,784.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下																
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	<u>1,513MHz を超え 1,516MHz 以下</u> 1,844.9MHz を超え 1,879.9MHz 以下 2,010MHz を超え 2,025MHz 以下 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下 2,595MHz を超え 2,625MHz 以下																
(略)	(略)																